

素材売買契約書（案）

1. 樹種・数量 トドマツ素材（一般用材） 245.173 m³ 100%SGEC 認証、SGSJP-039
2. 所在地 森町字駒ヶ岳（作業道沿集積場）

上記素材の売買について、茅部郡森町長 岡嶋 康輔と〇〇の間において、次により契約を締結する。

契約金額 金〇〇円（内消費税額等〇〇円）

- 第1条 上記素材は売買契約締結後30日以内に茅部郡森町会計管理者に売買代金全額を納付しなければならないものとする。
- 2 素材は代金の納入後でなければ搬出してはならないものとする。
- 第2条 前項の期間内に売買代金を納付しない場合は、売買契約を解除するものとする。
- 第3条 素材の搬出は売買代金の納付後、速やかに行うものとする。
- 第4条 素材材積については、町は一切責任を負わないものとする。
- 第5条 契約締結後、天災地変その他の事故により買受人において、損害を生ずる事があっても町は一切その責任を負わないものとする。
- 第6条 この売買物件は、すべて SGEC 森林認証の対象となる素材であるため、搬出の際には、「はこだて森林認証推進協議会」が定める「SGEC-FM 森林認証マニュアル」を遵守すること。
- 第7条 買主は、本契約を締結した後において、素材の品質が本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求もしくは損害賠償請求又は契約解除をすることができないものとする。ただし、買主が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免もしくは損害賠償請求又は契約解除について、引き渡しの日から2年以内に売主に対して協議を申し出ることができるものとし、売主は協議に応じるものとする。
- 第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、売主、買主協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書2通を作成し、各1通を所有するものとする。

令和8年 月 日

売渡人 茅部郡森町字御幸町144番地1
森町長 岡嶋 康輔

買受人